

## 太田市一般廃棄物（ごみ）処理業の許可の取消し、事業の停止及び業務改善命令に関する措置要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の3に規定する事業の停止、法第7条の4に規定する許可の取消し及び法第19条の3に規定する改善命令（以下「事業の停止等」という。）の手續について必要な事項を定めるものとする。

### （発生の報告）

第2条 清掃事業課長は、事業の停止等に該当する事由の発生を知ったときは、直ちに一般廃棄物（ごみ）処理業の違反行為発生報告書（様式第1号）により、市長に報告しなければならない。

### （審査会の設置等）

第3条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、審査会を設置し、事業の停止等について審査会に調査検討を命ずるものとする。

- 2 審査会は、産業環境部長、産業環境部担当副部長、清掃事業課長及び太田市外三町広域清掃組合副局長、太田市外三町広域清掃組合総務課長をもって組織する。
- 3 審査会に会長を置き、産業環境部長をもって充てる。
- 4 会長に事故があるときは、産業環境部担当副部長がその職務を代理する。
- 5 審査会の庶務は、清掃事業課において処理する。

### （審査結果報告）

第4条 審査会は、調査検討を終えたときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

### （事業の停止等）

第5条 市長は、事業の停止等を行うときは、一般廃棄物（ごみ）／収集運搬／処分／業許可取消書（様式第2号）、一般廃棄物（ごみ）／収集運搬／処分／業務停止命令書（様式第3号）又は一般廃棄物（ごみ）／収集運搬／処分／業業務改善命令書（様式第4号）により、許可業者等に対し遅滞なく通知するものとする。

### （事業の停止等の基準）

第6条 市長は、別表に掲げる基準により事業の停止等を行うものとする。

### （その他）

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

違 反 内 容		処分の内容及び期間	
法第7条の3各号のいずれかに該当するとき。	他市町村で発生した一般廃棄物又は産業廃棄物（太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第157号）第19条に定められた範囲を除く。）をごみピットへ投入し、又は投入するおそれがあるとき。	事業の全部又は一部の停止	3日間以上 2週間以内
	可燃物と不燃物の著しく混入した廃棄物をごみピットに投入し、又は投入するおそれがあるとき。		
	廃棄物の搬入指導に従わず搬入したとき、又は搬入するおそれがあるとき。		
	一般廃棄物（ごみ）処理施設の運転管理等に著しい支障を生じさせたとき。		
	上記4項目の違反行為を繰り返したとき。	事業の全部又は一部の停止	1カ月以上 1年以内
法第7条の4各号のいずれかに該当するとき。		許可の取消し	
法第19条の3各号のいずれかに該当するとき。		業務改善命令	